

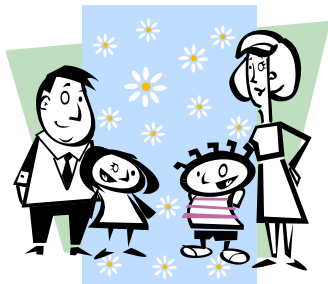
FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

相続税大増税スタート！ 申告手続きはどうする？

平成27年 2月号

相 続税の増税が本年 1 月 1 日よりいよいよ始まり、改正後の相続税の非課税限度額(基礎控除額)が従前より 4 割減額され「3000 万円 + (600 万円 × 法定相続人数)」となりました。

法定
相続
人数が
3 人
(妻と
子 2 人)
のケー
スでい
うと、
従前



8000 万円だったものが 4800 万円 (3200 万円の減額) となりました。

●「小規模宅地等の特例」などの各種の軽減措置を適用した後の課税価格の合計額が、それぞれ 5000 万円・8000 万円・1 億円である場合の相続税を試算(妻は法定相続分もしくは 1 億 6000 万円まで非課税となる「配偶者の税額軽減措置」を適用し税額ゼロとします)すると、5000 万円の場合、非課税だったものが税額 10 万円、8000 万円の場合、非課税だったものが税額 175 万円、1 億円の場合、100 万円だったものが税額 315 万円となりますので、確かに増税されました。

●しかしながら、「小規模宅地等の特例」が適用される場合には必ずしも増税にならない場合があります。居住用宅地(80%減額)の適用限度面積が 240 m²から 330 m²へと 90 m²引き上げられました。このことによって、例えば 330 m²以上の敷地で路線価が 45 万円という高い評価額であった場合、90 m² × 45 万円 × 80% = 3240 万円が従前より多く減額されることになり、前記基礎控除減額 3200 万円を上回り、結果減税となります。又、「特定事業用宅地

等」(80%減額)との併用適用限度面積が従前 400 m²までだったものが、330 m² + 400 m² = 770 m²まで認められることになりましたので会社経営をしていた人が亡くなった場合等は減税となる可能性が多くなっています。

●ただし、相続税が課税される財産を遺す人の割合は、全国平均で現行 4% から 6% に 5 割増えるという試算が出ています。全国平均すれば 4% 程度(平成 24 年)の課税割合ですが、都道府県別にみると、1 位・東京都 9.1%、2 位・愛知県 7.9%、3 位・神奈川県 6.7% から最下位・秋田県 1.1% まで地域ごとに大きな差があります。因みに、大阪府は 4.7%、兵庫県は 4.5% です。税務署別では、芦屋税務署(芦屋市・東灘区) 10.3%、西宮税務署(西宮市・宝塚市) 8.3% となっています。単純な試算でそれぞれその 5 割増しとすると、都心部においては 30% を超えるような地域もあるでしょう。又、結果的には相続税がかからなくても、「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減措置」の適用を受けるためには、相続税の申告をしなければなりませんので申告数の割合は 6% を大きく超えるでしょう。そして、結果課税されることがなくても、その財産の詳細を税務署に把握されてしまうこととなります。

●相続税申告は自分でもできますが、税理士に依頼することが多いでしょう。平成 24 年の年間申告件数は 52,572 件で、税理士登録数は 74,809 人(平成 26 年 8 月)と申告数より多い状態となっています。その為、年間 1 件の相続税申告もしたことがない税理士が多くいることとなりますので、できれば相続実務に長け、相続した不動産の売却や活用、そして金融資産の運用にも長けた専門家集団のサービスも提供できる税理士に依頼することが望ましいといえます。

